

## 『教会が衆議一決する方法』

使徒の働き 15:22～31

聖霊と私たちは、あなたがたに、どんな重荷も負わせないことを決めました。(28節)

### 序]

先週、総会を越えて最初の礼拝で、我らは原点に帰った。その原点、「この基準」とは「十字架以外に誇りとするものは何もないという生き方」であった。割礼を受ける・受けないの問題は、当時、生まれたばかりのキリスト教会が、あわや分裂するかもしれない、また福音自体も歪められていたかもしれない大きな問題だった。それを教会がどのように受け止め、乗り越えたか。それが今日のテキストに記されていた。

### 本]

〔使徒 15 章の内容説明〕 24 節→「ある者たち」=1 節のユダヤ人クリスチャン

「あなたがた」=異邦人クリスチャン。彼らは何によって動揺し、心乱されていたか？「割礼を受けなければ救われない」(1)との主張。パウロとバルナバは彼らと激しく論争し、初代教会にこの問題を持っていき、使徒と長老たちも議論した。出された結論は「私たちは主イエスの恵みによって救われた」(11) \*先週確認したように、我らは十字架への信仰によってのみ救われたのだ。

今日の出来事から、教会にとって個人にとって大切な真理を心に留めよう。

#### I 意見の違いは罪ではない

「激しい対立と論争」(2)「激しい論争」(7)・・・エルサレム会議のあと、パウロとバルナバも伝道旅行にマルコを連れて行くか否かで「激しい反目」(39)になっている。同じキリストを信じる者同士でも意見の違いは出てくる。しかしそれ自体は罪ではない。

II 意見の違いに伴って抱いてしまう強い感情自体も罪ではない  
では、そのような時に罪になるか？ —その感情を膨らませて、相手を赦せない、認められないと固執すると罪になる(ロマ 12:16)。

- ①最終的に出された合意点を呑み込めず、苦々しい感情を引きずって「互いに一つ心になれない時罪になる。
- ②「高ぶった思いを」持ってしまう時罪になる。
- ③「自分こそ知者だ」と思う時罪になる。

\*意見が違った時、自分とは違った見方もあるのだと思い、場合によれば、他者の意見に譲るほどの度量を身に着けたい。18 節はホーリネス。

III どのように教会は衆議一決したか—激しい論争を通して、一致できない自分たちの限界、人間の弱さを覚えた使徒たち、長老たち、そしてパウロもバルナバも、どこにその問題を持って行ったか。きっと、彼らは聖霊に祈った。\*久留米教会の我らもこの祈りが必要である。どんに意見が違って、それに伴って激しい感情が駆られても、聖霊に祈ること。

### 結]

「聖霊と私たちは」(28) 我らも「聖霊」の導きにより、愛によって一致していこう。